

府中市特定教育・保育施設の運営に関する指導検査基準 (令和3年4月1日適用)

別に児童福祉法に基づき東京都福祉保健局が作成する最新の指導検査基準を準用する。

府中市子ども家庭部子育て応援課指導検査担当

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

目次

1	特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出	1
2	臨時休園等を行う場合の特定教育・保育施設における人件費の取扱い	1
3	特定教育・保育施設等の一般原則	1
4	利用定員に伴う基準及び定員の順守	1
5	内容及び手続の説明及び同意	2
6	正当な理由のない提供拒否の禁止等	4
7	あっせん、調整及び要請に対する協力	4
8	受給資格等の確認	5
9	教育・保育給付認定の申請に係る援助	5
10	心身の状況等の把握	5
11	小学校等との連携	5
12	特定教育・保育の記録	5
13	利用者負担額等の受領	5
14	特定教育・保育の取扱方針	7
15	特定教育・保育に関する評価等	7
16	相談及び援助	8
17	緊急時等の対応	8
18	教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	8
19	運営規程	8
20	勤務体制の確保等	9
21	利用定員の順守	9
22	掲示	9
23	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	9
24	虐待等の禁止	9
25	懲戒に係る権限の濫用禁止	9
26	秘密保持等	9
27	情報の提供等	10
28	利益供与等の禁止	10
29	苦情への対応	10
30	地域との連携等	11
31	事故発生の防止及び発生時の対応について	11
32	会計の区分	11
33	記録の整備	11
34	特別利用保育の基準	12
35	特別利用教育の基準	12

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
2	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則	市確認規則
3	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	支援法
4	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	支援法施行規則
5	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則	市確認等規則
6	令和2年6月17日付府子本第646号・2初幼教第11号・子保発0617第1号「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」	府子本第646号

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
1 特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出	(1) 特定教育・保育施設の設置者は、支援法施行規則第29条第1号（教育・保育施設の種別を除く。）、第2号、第4号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第6号、第8号、第9号、第14号及び第16号に掲げる、確認内容に係る事項に変更があったときは、市長に変更の届出を行わなければならない。	設置者の住所等、確認内容に係る事項に変更があった際に、市長に届け出ているか。 ①施設の名称、施設の設置の場所 ②設置者の名称、主たる事務所の所在地、並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③建物の構造概要、図面、設備の概要 ④施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑤運営規程 ⑥役員の氏名、生年月日及び住所	支援法第35条第1項 支援法施行規則第29条、第33条第1項 市確認等規則第6条第1項	設置者の住所等、確認内容に係る事項に変更があった際に、市長に届け出ているか。	B
2 臨時休園等を行う場合の特定教育・保育施設における人件費の取扱い	(1) 新型コロナウイルス感染症により臨時休園を行っている場合においても、公定価格等については、各保育所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定が行われている。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等により休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、労働関係法令を遵守した上で、人件費支出について、通常時と同水準とする適切な対応が求められる。	人件費支出について、適切な対応を行っているか。	府子本第646号	人件費支出について、適切な対応を行っているか。 人件費支出について、適切な対応が不十分である。	C B
3 特定教育・保育施設等の一般原則（運営・保育）	(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育の提供に努めなければならない。 (3) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めなければならない。 (4) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を行う等の措置を講ずるよう努めなければならない。	良質かつ適切な特定教育・保育を提供しているか。 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮した特定教育・保育を提供しているか。 意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ姿勢があるか。 関係機関との密接な連携に努める手立て等を講じているか。 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	市確認条例第3条第1項 市確認条例第3条第2項 市確認条例第3条第3項 市確認条例第3条第4項	良質かつ適切な特定教育・保育を提供していない。 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮した特定教育・保育を提供していない。 意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立つた特定教育・保育の提供に努めていない。 関係機関との密接な連携に努める手立て等を講じていない。 必要な体制の整備を行っていない。 必要な措置を講じていない。	C C C C B
4 利用定員に伴う基準及び定員の遵守（運営）	(1) 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員は20人以上とする。	利用定員が20人以上となっているか。	市確認条例第4条第1項	利用定員が20人以上となっていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
5 内容及び手続の説明及び同意(運営)	<p>(2) 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>【認定こども園】 支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>【幼稚園】 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>【保育所】 支援法第19条第1項第2号及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下、「利用申込者」という。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書(次に掲げる事項を記載した文書をいい、以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>なお、重要事項説明書には、次に掲げる事項に関する規定を記載するものとする。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する特定教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 項目13の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 項目4(2)の規定により定める利用定員 キ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(項目4(2)に規定する選考方法を含む。) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待防止の措置に関する事項 サ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p>(運営規程と同内容)</p>	<p>利用定員を満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して設定されているか。</p> <p>重要事項説明書を作成しているか。</p> <p>利用申込者へ重要事項説明書を交付して説明を行い、保育の提供開始について、同意を得ているか。</p>	<p>市確認条例第4条第2項</p> <p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第1項</p>	<p>利用定員を満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して設定されていない。</p> <p>重要事項説明書を作成していない。</p> <p>利用申込者へ重要事項説明書を交付して説明を行わず、保育の提供開始について、同意を得ていない。</p> <p>重要事項説明書の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
	<p>(2) 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申し出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(5)で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの (ア) 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (イ) 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申し出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>利用申込者から申し出があった場合、承諾を得て電磁的方法により重要事項説明を行っているか。</p> <p>ファイルへ記録を出力することができるか。</p> <p>電磁的方法により重要事項を提供する時は、利用申込者に対し電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得ているか。</p> <p>利用申込者から文書又は電磁的方法により重要事項説明等の提供を受けない旨の申し出があったときは、再び利用申込者が承諾をした場合を除き電磁的方法による重要事項の提供をしていないか。</p>	<p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第2項</p> <p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第3項</p> <p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第4項</p> <p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第5項</p> <p>市確認条例第5条 市確認規則第2条第6項</p>	<p>利用申込者から申し出があった場合、利用申込者に電磁的方法の承諾を得ずに提供している。</p> <p>ファイルへ記録を出力できない。</p> <p>電磁的方法により重要事項説明を提供する時は、利用申込者に対し電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得ていない。</p> <p>利用申込者から文書又は電磁的方法により重要事項説明等の提供を受けない旨の申し出があったときに、再び利用申込者の承諾を得ずに電磁的方法による重要事項の提供をしている。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>				B
	<p>(4) (2)アの「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>				
	<p>(5) 特定教育・保育施設は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (2)各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p>				B
	<p>(6) (5)の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び(5)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>				B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
6 正当な理由のない提供拒否の禁止等(運営)	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(以下、「選考方法」)により選考しなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前に該当する教育・保育給付認定子ども(以下、「2号認定子ども」、「3号認定子ども」という。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>(4) (2)(3)に規定する場合においては、特定教育・保育施設は選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>正当な理由なく、特定教育・保育の提供を拒否していないか。</p> <p>認定こども園及び幼稚園の利用定員を超える場合は公正な方法により選定を行っているか。</p> <p>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。</p> <p>選考方法を明示した上で選考を行っているか。</p> <p>自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に適切な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>市確認条例第6条第1項付則第2条第2項</p> <p>市確認条例第6条第2項</p> <p>市確認条例第6条第3項</p> <p>市確認条例第6条第4項</p> <p>市確認条例第6条第5項</p>	<p>正当な理由なく、特定教育・保育の提供を拒否している。</p> <p>基準に基づく選考その他公正な方法による選考を行っていない。</p> <p>児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項により読み替え)の規定により当分の間、保育の必要性がある2号及び3号認定子どもについては市が選考方法を定めて利用調整することとしており、当該期間中は左記規定の適用除外となる。</p> <p>選考方法を明示した上で選考を行っていない。</p> <p>教育・保育給付認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
7 あっせん、調整及び要請に対する協力(運営)	<p>(1) 特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、2号認定子ども又は3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>あっせん及び要請に対してできる限り協力しているか。</p> <p>調整及び要請に対してできる限り協力しているか。</p>	<p>市確認条例第7条第1項</p> <p>市確認条例第7条第2項</p>	<p>市が行うあっせん及び要請に対しての協力が不十分である。</p> <p>市が行う調整及び要請に対しての協力が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
8 受給資格等の確認(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証または教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、支援法施行規則第7条第2項の規定による通知によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	受給資格等の確認を行っているか。	市確認条例第8条	支給認定証または支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により受給資格等の確認を行っていない。	B
9 教育・保育給付認定の申請に係る援助(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定に対する必要な援助を行っているか。	市確認条例第9条第1項	速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていない。	B
	(2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定に対する必要な援助を行っているか。	市確認条例第9条第2項	教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに変更の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。	B
10 心身の状況等の把握(保育)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	市確認条例第10条	特定教育・保育の提供に当たって子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	C
11 小学校等との連携(保育)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	小学校等との連携に努めているか。	市確認条例第11条	特定教育・保育の提供の終了に当たって、円滑な接続に資するよう、接続先となる機関との密接な連携に努めていない。(小学校へ保育所児童保育要録を送付していない。)	C
12 特定教育・保育の提供の記録(保育)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育の提供について記録しているか。	市確認条例第12条	特定教育・保育の提供について記録していない。	C
13 利用者負担額等の受領(運営・会計)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	利用者負担額の支払いを受けているか。	市確認条例第13条第1項	特定教育・保育の提供に当たって、利用者負担額の支払を受けていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないときに特定教育・保育費用基準額の支払を受けているか。	市確認条例第13条第2項	法定代理受領を受けないときに教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。	C
	(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	必要であると認められる対価の支払いについて定められた金額の範囲内で設定されているか。	市確認条例第13条第3項	特に必要と認められる対価の支払いの金額について、定められた金額の範囲を超えて設定している。	C

項 目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
	<p>(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>ア 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品購入に要する費用 イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供(①から③に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>① 次の i 又は ii に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ i 又は ii に定める金額未満であるものに対する副食の提供 i 1号認定子ども【 77,101円 】 ii 2号認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(2号認定子どもに該当する満3歳以上児のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの)を除く) 【 57,700円 】</p> <p>※ 施行令第4条第2項第6号に規定する市町村民税所得割合算額が48,600円未満の特定教育・保育給付認定保護者にあつては、【 77,101円 】</p> <p>② 次の i 又は ii に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ i 又は ii に定める者に該当するものに対する副食の提供(①に該当するものを除く。) i 1号認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く)である者 ii 2号認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く)である者</p> <p>③ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ アからエのほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされ、かつ、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>教育・保育給付認定保護者からアからオで定める費用以外の支払いを受けていないか。</p>	<p>市確認条例第13条第4項 市確認規則第3条</p>	<p>教育・保育給付認定保護者からアからオで定める費用以外の支払いを受けている。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
	<p>(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の規定による支払又は法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、次に掲げる事項について、教育・保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しなければならない。</p> <p>ア (1)から(4)までの規定による費用の額の支払を受けたとき 当該費用に係る領収書 イ 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けたとき 当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知する書類 ウ (2)の規定による法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けたとき その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求めるときについて書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(4)の金銭の支払に係る同意については文書によることを要しない。</p>	<p>アからウで定めるところによる必要な書類について教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。</p> <p>教育・保育給付認定保護者に対して、書面によって説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>市確認条例第13条第5項 市確認規則第4条</p> <p>市確認条例第13条第6項</p>	<p>アからウで定めるところによる必要な書類について教育・保育給付認定保護者に対して交付していない。</p> <p>使途・額・理由について書面で明らかにするとともに(4)を除き、文書による同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
14 特定教育・保育の取扱方針(保育)	<p>(1) 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ各施設に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>ア 【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ 【認定こども園】 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 ウ 【幼稚園】 幼稚園教育要領 エ 【保育所】 保育所保育指針</p>	<p>各施設の区分に応じて定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。</p>	<p>市確認条例第14条第1項</p>	<p>各施設の区分に応じて定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>
15 特定教育・保育に関する評価等(運営)	<p>(2) (1)イに掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(1)イに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて適切な特定教育・保育の提供を行っているか。</p> <p>自己評価を行い、改善を図っているか。</p> <p>定期的に教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。</p>	<p>市確認条例第14条第2項</p> <p>市確認条例第15条第1項</p> <p>市確認条例第15条第2項</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。</p> <p>自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、改善を図っていない。</p> <p>定期的に教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
16 相談及び援助 (保育)	(1) 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	市確認条例第16条	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C
17 緊急時等の対応 (保育)	(1) 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市確認条例第17条	現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
18 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。)を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市に通知しているか。	市確認条例第18条	教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合に、遅滞なく意見を付して市に通知していない。	B
19 運営規程(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。 なお、全部または一部について別途規定している場合は、別途規定している旨及びその規程の名称等を運営規程に記載すること。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する特定教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 項目13の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 項目4(2)の規定により定める利用定員 キ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(項目4(2)に規定する選考方法を含む。) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待防止の措置に関する事項 サ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	市確認条例第19条 市確認規則第5条	重要事項に関する規程(運営規程)を定めていない。 重要事項に関する規程(運営規程)の内容が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
20 勤務体制の確保等(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	市確認条例第20条第1項	適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を行う場合については、この限りでない。	特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。	市確認条例第20条第2項 市確認規則第6条	特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。	C
	(3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の資質の向上のために研修の機会が確保されているか。	市確認条例第20条第3項	職員の資質の向上のために研修の機会が確保されていない。	B
21 利用定員の遵守(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	市確認条例第21条	法令等に規定その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
22 掲示(運営)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の見やすい場所に、項目19に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項(重要事項説明書)を掲示しなければならない。	特定教育・保育施設の見やすい場所に重要事項説明書を掲示しているか。	市確認条例第22条	特定教育・保育施設の見やすい場所に重要事項説明書を掲示していない。	B
23 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則(運営)	(1) 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	市確認条例第23条	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
24 虐待等の禁止(運営・保育)	(1) 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	教育・保育給付認定子どもに対し、虐待等の行為は行われていないか。	市確認条例第24条	教育・保育給付認定子どもに対し、虐待等の行為が行われている。	C
25 懲戒に係る権限の濫用禁止(運営)	(1) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	身体的苦痛を与え、人格を辱める等懲戒に関する権限を濫用していないか。	市確認条例第25条	身体的苦痛を与え、人格を辱める等懲戒に関する権限を濫用している。 ※幼稚園は対象外	C
26 秘密保持等(運営)	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	業務上知り得た秘密を漏らしていないか。	市確認条例第26条第1項	正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしている。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 例) 規程等の整備 雇用時の取り決め	市確認条例第26条第2項	業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
27 情報の提供等 (運営)	(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、文書による同意を保護者から得ているか。	市確認条例第26条第3項	文書による同意を保護者から得ずに小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供している。	C
	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	教育・保育給付認定保護者が適切な選択をすることができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	市確認条例第27条第1項	教育・保育給付認定保護者が適切な選択をすることができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとはならない。	特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	市確認条例第27条第2項	特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっている。	B
28 利益供与等の禁止 (運営)	(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(支援法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2)において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市確認条例第28条第1項	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市確認条例第28条第2項	小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C
29 苦情への対応 (運営)	(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	市確認条例第29条第1項	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情の内容等を記録しているか。	市確認条例第29条第2項	苦情等の内容を記録していない。	C
	(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。	市確認条例第29条第3項	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。	C
	(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じているか。 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市確認条例第29条第4項	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じていない。 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
30 地域との連携等 (運営)	(5) 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しなければならない。	市からの求めがあった場合に改善の内容を市に報告しているか。	市確認条例第29条第5項	市からの求めがあった場合に改善の内容を市に報告していない。	C
	(1) 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市確認条例第30条	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていない。	B
31 事故発生の防止及び発生時の対応について (運営・保育)	(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウで定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	アからウで定める措置を講じているか。 例) 事故発生時の対応 報告の方法 事故の分析 改善策 職員への周知 職員への研修等	市確認条例第31条第1項 市確認規則第7条	事故の発生又はその再発防止のため、アからウで定める措置を講じていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 例) 嘱託医やかかりつけ医への相談及び処置	市確認条例第31条第2項	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。	C
	(3) 特定教育・保育施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置について記録しているか。	市確認条例第31条第3項	事故の状況及び処置について記録していない。	C
	(4) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	市確認条例第31条第4項	損害賠償を速やかに行っていない。	C
32 会計の区分(会計)	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分しているか。	市確認条例第32条	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
33 記録の整備 (運営・保育・会計)	(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市確認条例第33条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、次に掲げる、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 項目14(1)に定めるものに基づく特定教育・保育の提供にあつての計画 イ 項目12の規定による特定教育・保育の提供の記録 ウ 項目18の規定による教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合の市への通知に係る記録 エ 項目29(2)に規定する苦情の内容等の記録 オ 項目31(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	アからオに掲げる記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存しているか。 例) 全体的な計画 指導計画 保育日誌 児童票 健康の記録 苦情記録 事故簿	市確認条例第33条第2項 市確認規則第8条	アからオに掲げる記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
34 特別利用保育の基準(運営)	(1) 特定教育・保育施設(保育所に限る。)が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	1号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する保育所において東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例に掲げる基準を遵守しているか。	市確認条例第34条第1項	1号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する保育所において東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例に掲げる基準を遵守していない。	C
	(2) 特定教育・保育施設(保育所に限る。)が、(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、項目4(2)の保育所の規定により定められた支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	特別利用保育に係る1号認定子ども及び現に施設を利用する2号認定子どもの総数が施設の支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えていないか。	市確認条例第34条第2項	特別利用保育に係る1号認定子ども及び現に施設を利用する2号認定子どもの総数が施設の支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えている。※市では原則として1号認定子どもの保育所入所を認めていないため、適用対象外となる。	C
	(3) 特定教育・保育施設(保育所に限る。)が、(1)の規定により、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、市確認条例第2章2節(市確認条例第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。		市確認条例第34条第3項		
35 特別利用教育の基準(運営)	(1) 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する幼稚園において学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しているか。	市確認条例第35条第1項	2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する幼稚園において学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守していない。	C
	(2) 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が、(1)の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、項目4(2)の幼稚園の規定により定められた支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	特別利用教育に係る2号認定子ども及び現に施設を利用する1号認定子どもの総数が施設の支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えていないか。	市確認条例第35条第2項	特別利用教育に係る2号認定子ども及び現に施設を利用する1号認定子どもの総数が施設の支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員を超えている。	C
	(3) 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が(1)の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、市確認条例第2章2節(市確認条例第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。		市確認条例第35条第3項		